

## Microsoft 365 NPOライセンス お申し込みにあたってのご確認事項

### 1. 適用範囲について

- (1) 以下の確認事項(以下「本確認事項」といいます)は、NPOライセンスを申し込んだお客様に適用されます。本確認事項は、「たよれーる Microsoft 365 契約条項」(以下「原条項」といいます)および「Microsoft 365 お申し込みにあたってのご確認事項」(以下「原確認事項」といいます)に付帯して適用されるものとしします。
- (2) 本確認事項と原条項および原確認事項の内容が相違する場合、本確認事項を優先するものとしします。
- (3) 前項の場合を除き、原条項および原確認事項が適用されるものとしします。
- (4) 本確認事項において別段の定めのない限り、用語の定義は原条項の定めに従うものとしします。

### 2. 用語の定義

本確認事項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとしします。なお、本確認事項に定めのない用語の定義は、原条項によるものとしします。

- (1) 「NPOライセンス」とは、マイクロソフトが提供するMicrosoft 365の非営利団体(Nonprofits)向けライセンスをいいます。
- (2) 「利用資格」とは、マイクロソフトの非営利団体向けプログラムの利用資格をいいます。

### 3. NPOライセンスお申し込み時の主なご注意

- (1) NPOライセンスの使用条件については、次のWebサイトに記載されている利用資格を有している団体に限りします。  
<https://www.microsoft.com/ja-jp/nonprofits/eligibility>
- (2) NPOライセンスのお申し込み前に、お客様にてマイクロソフトが定める利用資格登録および適格証明を受ける必要があります。登録手続きが完了していない場合は、次のWebサイトより登録手続きを進めてください。  
<https://nonprofit.microsoft.com/ja-jp/getting-started>  
登録手続きが完了していないお客様は、お申込みいただくことはできません。
- (3) 前項の登録手続きを、当社が代行することはできません。また、手続きに関するいかなる質問もお受けできません。
- (4) たよれーる Microsoft 365のご契約時、必ず(2)項の利用資格登録で開設したMicrosoft 365環境をもってお申し込みください。異なる環境でお申し込みいただいた場合、NPOライセンスをご利用いただくことができません。
- (5) 利用資格の維持は、マイクロソフトの定義に基づきます。  
お客様による維持に必要な証明が行われなかった場合、利用資格が失われる場合があります。
- (6) マイクロソフトにより利用資格を拒否された場合および利用資格が失われた場合、NPOライセンスの提供はできません。その場合は、一般法人向けライセンスでの提供となります。
- (7) 本サービス契約後に利用資格が失われた場合は、原条項 第8条第1項の定めに基づき、当社に変更の連絡を届け出るものとしします。その場合は、更新月より一般法人向けライセンスでの提供に切り替えるため、お客様は当社所定の手続きにて契約プランの変更手続きを行うものとしします。
- (8) 利用資格の失効およびそれに伴うNPOライセンスの利用継続の失効に関して、当社は一切の責任を負わないものとしします。

2026年4月1日改訂